



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 1

**公 告**

- 大規模小売店舗の新設の届出・2件（中小企業支援課）…………… 1
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5

**病院事業局事項**

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院）…………… 5

**教育委員会事項**

- 指定管理者の指定・2件…………… 5

## 告 示

### 沖縄県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年1月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 石垣市字桴海大田148番310、148番447から148番451まで、148番468から148番470まで、148番483から148番487まで、148番489、148番498
- 2 保安林として指定された目的 風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 沖縄県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市勝連平敷屋地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年10月10日から同年12月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年1月16日から同年5月16日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び

西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。

令和6年1月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和5年11月20日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ西原店 西原町字兼久古川原68番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年7月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,481平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 62台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 14台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 8.75立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。)

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年1月16日から同年5月16日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。

令和6年1月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和5年11月20日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ八重瀬町長毛店 八重瀬町字長毛トーガマー原375番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年7月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,479平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 61台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 14台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル

- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 10.5立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。)

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年1月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年5月19日
- (2) 商号名 有限会社与儀工業
- (3) 代表者名 与儀偉玄
- (4) 所在地 豊見城市字饒波107番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第12133号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年6月2日
- (2) 商号名 當山重機
- (3) 代表者名 當山武光
- (4) 所在地 恩納村字恩納2563番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14443号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年6月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和5年6月26日
- (2) 商号名 有限会社丸長建設
- (3) 代表者名 長堂タツ子
- (4) 所在地 恩納村字名嘉真2561番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第10935号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年6月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年6月29日
- (2) 商号名 株式会社S T. W
- (3) 代表者名 新城千佳
- (4) 所在地 八重瀬町字後原59番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14499号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和5年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年7月4日  
(2) 商号名 株式会社空間設計M a s s D e s i g n  
(3) 代表者名 島田政哉  
(4) 所在地 うるま市石川2492番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第14522号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年7月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年7月5日  
(2) 商号名 有限会社アサヒエンジニア  
(3) 代表者名 比嘉初枝  
(4) 所在地 嘉手納町屋良一丁目11番地8  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第10883号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年7月5日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年7月6日  
(2) 商号名 孝希鉄筋工業  
(3) 代表者名 國吉孝次  
(4) 所在地 中城村字屋宜844番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第9865号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年7月12日  
(2) 商号名 株式会社沖プランニング  
(3) 代表者名 仲里良太  
(4) 所在地 浦添市当山二丁目6番1-705号グランドマンション浦西  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13548号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年7月12日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年7月13日  
(2) 商号名 有限会社オンワード久米島  
(3) 代表者名 濱元忠  
(4) 所在地 久米島町字兼城9番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第13009号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和5年7月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和5年7月20日  
(2) 商号名 有限会社アイ・イー重機  
(3) 代表者名 石川清和  
(4) 所在地 本部町字崎本部429番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第7516号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和5年7月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年1月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年12月28日 沖縄県指令土第892号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市宇大度桃原162番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋264番地れんげ草2F 玉城栄樹
- 5 検査済証番号 令和5年12月15日 第4913号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月5日

### 病 院 事 業 局 事 項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和6年1月16日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 内視鏡関連機器（耳鼻科）の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院設備・調達課 うるま市宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年11月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 ティームメディクス株式会社 代表取締役 藤井啓祐 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
- 5 落札金額 35,772,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年9月29日

### 教 育 委 員 会 事 項

#### 沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条第1項の規定により、沖縄県立石川青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 指定管理者となる団体 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市宇川崎468番地
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 沖縄県教育委員会告示第3号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条第1項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 指定管理者となる団体 沖縄じんぶんの杜共同企業体  
代表者 一般社団法人沖縄じんぶん考房 那覇市首里池端町34番地2F  
特定非営利活動法人1万人井戸端会議 那覇市繁多川4丁目1番35-301号宮  
城荘B
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---